

## 第6章 外資導入政策と管轄官庁

### 1. 管轄官庁

中国において外資は、2020年1月より施行されている「外商投資法」に準拠する必要がある。また、外商投資法第30条（投資の許可）の規定を受けて、「外商投資法実施条例」第35条では、投資の許可は関連する主管部門が内資と一致する条件及び手続に従い、外国投資者の許可審査をすることになっている。

2016年10月1日に公布された「外商投資企業設立変更備案管理暫定弁法」（商務部令2016年第3号）。なお、同法は2020年1月1日から施行された外商投資情報報告弁法（商務部、国家市場管理総局令2019年第2号）により廃止）により、毎年更新される「外商投資参入特別管理措置目録ネガティブリスト」（中国政府により外資の参入が制限又は禁止されている分野をリストにしたもの）に載っていない事業については、認可が不要となり備案（届出）制に変更された。

### 2. 外資導入政策

中国の外資導入については、以前は1970年代後半の改革開放政策に端を発して、外国の先進的な技術を導入するという側面があったものの、中国の経済が急速に発展し、世界第2位の経済大国になった現在においては、中国の外資誘致に対する取組みには、以前と違った傾向も見られる。中国が安定的成長の段階に入ったこともあり、2017年ごろからは外資導入を促進する動きが加速化している。

2021年10月12日には、外資導入に特化した初めての五カ年計画として「第14次五カ年（2021～2025年）計画期間の外資導入発展計画」が発表された。この計画では、第14次五カ年計画期間中の基本原則として、①ハイレベルの対外開放の堅持、②外資導入の総量の安定及び構造の最適化の堅持、③（産業・サプライ）チェーンの安定化、基盤固めに向けた（外資系企業に対する）サービスの堅持、④ビジネス環境の最適化の堅持、⑤発展と安全のバランスの堅持、が示されている。また、以下のような2021年からの5年間の具体的な外資導入方策も紹介されている。

- 通信、インターネット、教育、文化、医療分野の解放を推進。海外投資家の上場企業に対する戦略投資の要件の緩和。
- 銀行、証券、保険、基金、先物等金融分野の解放を確実に推進。倉庫、郵政、情報サービス、ソフトウェア、ITサービス、リース・商業サービス業、科学研究・技術サービス業、文化・体育・娯楽分野への参入における許可要件を引き下げ。
- 欧米等の国・地域との投資協力を強化し、産業チェーンにおける川上、川下部分への外資系企業の展開を促進し、産業チェーン、サプライチェーンのコア分野における脆弱性を補完。RCEP協定加盟国との優位性の相互補完を強化し、農業、越境EC、デジタル通信、エネルギー分野での投資協力を展開。
- 外資系企業による再投資を奨励し、産業チェーンの構造を改善（人工知能、先端素材、半導体、バイオ医薬等のハイテク産業における重点分野への再投資を支持）。再投資時の資金調達や国有企業の混合所有制改革への参画を支持。

- 外資誘致に向け、対内投資と対外投資の連携、産業チェーン強化に資する外資誘致、クラスター型外資誘致等、誘致業務をレベルアップ。
- 外資系企業の管理体制の改善に向けて、「外商投資安全審査弁法」を全面的に実施し、外国投資者による主体的な申告を促す。重要分野、重点地域に対する外資へのモニタリングを強化し、国家安全に対するリスクを迅速に発見・認識し、地方の商務主管部門を通じ、関連する外資系企業の動向を注視。独占禁止法審査や反不正競争法審査等との連携を強化。